〃	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第38323号 令和7年12月17日	岩手県	〃
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	第38298号 令和7年11月21日	新潟県	〃
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月8日	群馬県	〃

○防衛省告示第七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(エ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇九〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　遠州灘の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三四度一一分三二秒　東経一三七度〇五分一〇秒

(イ)　北緯三四度一二分五五秒　東経一三七度二二分二六秒

(ウ)　北緯三四度〇三分四六秒　東経一三七度四一分一五秒

(エ)　北緯三三度五六分五〇秒　東経一三七度四五分三七秒

(オ)　北緯三三度五〇分二四秒　東経一三七度一〇分二八秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。